

令和7年度

# 仕様書

業務名 山本処理場補器類更新業務（その2）

札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所山本処理場

# 仕 様 書

1 業務名 山本処理場補器類更新業務（その2）

2 業務概要

本業務は、山本排水処理施設に設置されている電磁流量計および計装機器を更新するものである。

3 業務履行場所

山本処理場 札幌市厚別区厚別町山本 1065 番地  
(山本排水処理施設)

4 履行期間

契約の日から 令和8年3月27日まで

5 業務内容

(1) 対象機器（支給品）

別紙機器一覧表の通り

(2) 作業内容は次のとおりとする。

ア 支給品の交換を行うこと。

(ア) 原水移送流量計

a 分離形電磁流量計（検出器：AXG050 変換器：AXG1A）

b 分流器 UZ013

(イ) 汚水流入流量計

a 分離形電磁流量計（検出器：AXG100 変換器：AXG1A）

b 分流器 UZ013

c 積算演算器 MQO

(ウ) 円板流入流量計

a 分離形電磁流量計（検出器：AXG050 変換器：AXG1A）

b 分流器 UZ013

c アイソレータ MH7

d 流量調節弁 35A2RC/210C

※交換箇所は別図を参照すること。

(3) 設置の際に配管、架台に大幅な加工が必要な場合は、事前に施設管理担当者の承諾を得ること。

(4) 交換後、動作試験及び試運転調整を行い、精度内で流量が確保されていることを確認すること。

## 6 再委託について

契約書に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 整備手法の決定及び技術的判断

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲および選考する業者について、事前に施設管理担当者の承諾を得ること。

また、受託者は業務全体の品質・安全確保ため、委託者との協議、他工事との調整、履行計画、工程管理、品質管理、安全管理、再委託業者の調整・指導監督等全ての面において、主体的な役割を果たすこととし、作業中は常に業務責任者が指揮・監督等の業務を行うこと。

## 7 業務責任者

- (1) 受託者は、業務の履行にあたり業務責任者を定め業務責任者指定通知書を委託者に提出すること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務責任者は、業務従事者に作業内容及び業務主任の指示事項を伝え、その周知徹底を図ること。
- (3) 業務責任者は、業務の経験、知識を有し、業務の全体を管理できる者であること。なお、業務責任者は業務従事者を兼ねることができる。

## 8 提出書類

- |  |    |
|--|----|
| (1) 業務着手届                                | 1部 |
| (業務責任者通知書(経歴書及び資格に関する書類、保険証の写し等を含む)・工程表) |    |
| (2) 業務計画書                                | 1部 |
| (3) 緊急時連絡体制表                             | 1部 |
| (4) 業務完了届                                | 1部 |
| (5) 業務報告書                                | 1部 |
| (6) 業務写真                                 | 1部 |

## 9 その他

- (1) 受託者は、事前に業務計画書を業務主任に提出し承諾を得ること。
- (2) 作業に伴う水、電気等は支給とする。
- (3) 業務完了の際は、当該業務関連部分の後片付け及び清掃を行うこと。
- (4) 作業時間は原則として平日(土・日・祝日を除く。)9時～16時までとするが、延長が必要な場合は事前に業務主任又は各施設担当者と協議すること。
- (5) 業務実施に必要な機器、工具及び消耗品等は、受託者の負担とする。
- (6) 業務履行中及び履行完了後に受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は、一切受託者の責任により処理すること。

- (7) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じたときは、業務主任と協議のうえ定めるものとする。
- (8) 業務履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (9) 自動車の相乗りやアイドルリングストップ等を行うこと。

# 特記仕様書

1. 作業前後の写真撮影を行うこと。
2. 施工については、原則平日に行うこと。
3. 電気盤の停電・復電作業については業務主任の指示のもと行うこと。
4. 作業現場については、常に整理整頓を行い事故防止に努めること。
5. 業務の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片付け及び清掃を行うこと。
6. 作業時間は、原則午前9時～午後17時までとする。
7. 業務実施に必要な機器、工具、消耗品類及び廃棄物処分費は、受託者負担とする。
8. 業務中又は業務終了後、受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は一切受託者の責任により処理すること。
9. 検査後1年間は保証期間とする。また、その後においても、受託者の施工上の不備により、当該施設及び装置に障害が発生したことが明らかになった場合は、委託者と協議し、対処すること。
10. 作業実施に必要な機器、工具及び消耗品類は受託者の負担とする。
11. その他この仕様書に定めのない事項や作業の実施において、疑問点や問題点が生じた場合については、その都度協議するものとする。

## 12 問合せ先

住 所 札幌市厚別区厚別町山本 1065 番

担 当 札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所山本処理場 小笠原

電 話 011-893-0105

FAX 011-893-3981